

富岡労働基準監督署発表
令和7年9月18日(木)

【照会先】
富岡労働基準監督署
監督・安衛課長 川路 和彦
(電話) 0240(22)3003

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 4か月分の賃金不払いの疑い～

富岡労働基準監督署(署長 宮崎 明人)は、本日、株式会社ケネディ及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者1名に対し、令和5年12月分から令和6年3月分までの合計4か月分の定期賃金(合計約70万円)を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 株式会社ケネディ
所在地：福島県双葉郡広野町大字上浅見川
事業内容：倉庫業
- (2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社ケネディ、被疑者 A ともに、最低賃金法違反
同法第4条第1項(最低賃金の効力)
同法第40条(罰則)
同法第42条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者 A は、被疑者株式会社ケネディの労働者 B に対する令和5年12月分から令和6年3月分までの4か月間(令和5年11月15日から令和6年3月1日まで)の定期賃金合計約70万円を、それぞれの所定支払日に、当時の福島県最低賃金(時間額900円)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 その他

福島県最低賃金は、令和5年10月1日から令和6年10月4日までの期間は時間額900円でした。なお、令和6年10月5日からは時間額955円に改定されています。

【参照条文】

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。